

中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことに起因して経営の安定に支障を生じている町内中小企業者について、田尻町長が認定を行うものです。

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会、税理士等に融資のご相談のうえお手続きください。

[認定要件]

次の①及び②の要件を満たすこと

- ① 田尻町内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること
- ② 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
  - \* 前年の売上げが新型コロナウイルス感染症の影響で減少している場合は、前々年の売上げと比較することができる

[認定期間]

経済産業大臣が指定する期間

**令和3年12月31日まで**

[認定申請時の提出書類]

法人	個人	提出書類	備考
○	○	①認定申請書 ②認定申請書・認定書 ③添付書類 ④月別売上表 ※上記①～④の押印は実印を使用してください。	田尻町事業部産業振興課に設置 田尻町HPからダウンロードすることもできます。(PDF版)
○	×	・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） ・確定申告書（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しと法人事業概況説明書並びに法人税確定申告書別表一（一）の写し）	・田尻町内に事業所を有することが確認できる書類 ・指定地域内において申請時点で1年間以上継続して事業を行っていたことを確認できる書類
×	○	・許認可証、事業所名義で交付を受けた各種公的書類の写し等又は、その他の書類で田尻町内に事業所を有する事が確認できるもの ・確定申告書（確定申告書B第一表・第二表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し）	
○	○	委任状（※）	※代理の方が申請に来られる場合のみ

[ご注意]

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 本認定に関しては、指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・ 本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。なお、認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。
- ・ 認定後、認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

[お問い合わせ先]

田尻町事業部産業振興課 電話072-466-5008

〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1（役場別館1階）